

令和4年8月8日

薬局開設者 各位

岩手県薬剤師会事務局

医療従事者等の新型コロナワクチン4回目接種について

平素より、本会会務・事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナワクチンの4回目接種について対象範囲が拡大となり、医療従事者や高齢者施設の従業員等が含まれることになりました。4回目接種に必要な接種券の発行は対象者が直接住民票所在地の市町村に申請するほか、医療機関や高齢者施設等毎に対象者を取りまとめ、対象者に代わって市町村に代理申請することが可能です。

なお、記載様式や申請方法は市町村ごとに異なるので、岩手県のホームページをご覧ください。また申請いただきますようお願い申し上げます。

「市町村による医療従事者や高齢者施設の従事者等の4回目接種券の発行について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/iryuu/covid19/1058323.html>

＜岩手県における医療従事者等の新型コロナワクチン4回目接種の概要＞

- 1 対象者の範囲
 - (1) 60 歳以上の者
 - (2) 18 歳以上 60 歳未満の者であって次に掲げる者
 - ア 基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの
 - イ 18 歳以上 60 歳未満の医療従事者等 ← 薬局の勤務者はこれに該当。
 - ウ 18 歳以上 60 歳未満の高齢者施設等の従事者
- 2 接種券の申請方法等
 - (1) 対象者が直接住民票所在地の市町村に申請する。
 - (2) 医療機関や高齢者施設、薬局等ごとに対象者を取りまとめた上で、医療従事者等の住民票が所在する市町村に代理申請を行う。
- 3 接種場所
具体的な接種場所 については、薬局が所在する市町村や薬局の従業員の住民票が所在する市町村にお問合せ願います。

※ 市町村によっては、様式のレイアウトや記載事項、申請方法が異なることがありますので、フォルダ内の各市町村の様式や「市町村別申請方法」をご確認ください。

※ 接種券の発行について、市町村から既に案内されている場合は、市町村が案内した方法に従ってください。

※ すでに別の方法や様式で市町村に申請済の場合は、掲載している様式で申請をやり直す必要はありません。

※ 県外の市町村に申請する場合は、当該市町村に個別にお問合せください。

以上